

富山県ブランディング推進本部設置要綱

(目的)

第1条 富山県成長戦略のビジョンである「幸せ人口 1000 万」の創出に向け、総合的かつ庁内横断的に本県のブランディングを強力に推進するため、富山県ブランディング推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広報・ブランディングに係る庁内方針の検討に関する事。
- (2) 効果的・戦略的な広報・ブランディング方法の検討に関する事。
- (3) 成長戦略ブランディング戦略P Tでの議論を踏まえた県庁における取組みの検討に関する事。
- (4) その他本部長が必要と認める事項に関する事。

(本部)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は本部の業務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。
- 4 本部長は、本部の会議を招集し、その議長となる。
- 5 本部長は、必要に応じて本部の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(外部アドバイザー)

第4条 民間の視点から幅広い助言を得るため、本部に、本部長及び副本部長を補佐する外部アドバイザーとして、クリエイティブディレクター及びデジタル変革フェローを置く。

- 2 外部アドバイザーは、次に掲げる事項について助言を行うものとする。
 - (1) 本県ブランディングの統一的なコンセプトやルールづくり、全体最適化に関する事。
 - (2) デジタルマーケティングを活用したターゲットに応じた情報発信に関する事。
 - (3) ブランディング、情報発信に関する専門的・技術的事項に関する事。
 - (4) 成長戦略ブランディング戦略P Tと連携した情報発信に関する事。
 - (5) その他本県のブランディングの推進に関する事。

(幹事会)

第5条 本部の運営を円滑に行うため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(タスクフォース)

第6条 個別事項について検討を行うため、必要に応じ本部にタスクフォースを置くことができる。

- 2 タスクフォースの構成員、職務その他必要な事項は、本部において定める。

(事務局)

第7条 本部及び幹事会の事務を処理するため、知事政策局広報・ブランディング推進室内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他の事項は、必要に応じて本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	教育長 警察本部長 知事政策局長 危機管理局長 地方創生局長 交通政策局長 経営管理部長 生活環境文化部長 厚生部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長 会計管理者 企業局長

別表 2

区 分	職 名
幹事長	知事政策局長
副幹事長	知事政策局次長
幹事	教育委員会教育企画課長 警察本部警務課長 知事政策局成長戦略室戦略企画課長 危機管理局防災・危機管理課長 地方創生局ワンチームとやま推進室地方創生・移住交流課長 交通政策局交通戦略企画課長 経営管理部人事課長 生活環境文化部県民生活課長 厚生部厚生企画課長 商工労働部商工企画課長 農林水産部農林水産企画課長 土木部管理課長 出納局出納課長 企業局経営管理課長